

# 一般廃棄物処理業許可基準要綱 改正の概要

## 1 趣旨

横浜市が許可を発出している一般廃棄物処理業者が、横浜市内で廃棄物の処理を行う際の必要な手続きを、一般廃棄物処理業許可基準要綱（以下、「要綱」という。）に定めています。

現在、本要綱では運搬車両の基準として、一般廃棄物収集運搬業に使用する車両を3台以上保有することと定めていますが、塵芥車については特殊車両であることから、市場では需要に対する供給が少ない状態が続いており、安定した車両の調達に難しい状況となっています。そのため、車両の調達及び維持管理に係る経済的負担の軽減により、事業者の経営の安定化を図ることを目的とし、一般廃棄物収集運搬業に使用する塵芥車については、保有台数の下限を2台と定め、要綱の一部改正を行います。

また、業務内容等の基準として定めている事業活動の月平均稼働日数を20日以上とする要件について、廃棄物の減量化及び資源化の推進や収集運搬体制等の変化により効率的な収集運搬が可能となっている状況を踏まえ、当該要件を削除する要綱改正を行います。

## 2 改正の概要

### (1) 一般廃棄物収集運搬業の車両に関する要件緩和

塵芥車の需要に対する市場での供給不足が続いている現状や経済的負担等を鑑み、塵芥車の保有台数の下限を2台と定めることとします。

### (2) 一般廃棄物収集運搬業の業務内容等に関する要件緩和

廃棄物の減量化及び資源化の進展等を踏まえ、事業活動の月平均稼働日数の要件を廃止します。

### (3) 提出書類の変更

### (4) 表現の軽微な修正

### (5) 様式の整理

## 3 その他

(1) 具体的な改正案は、別添改正案及び新旧対照表を御参照ください。

(2) この改正案は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。